

議案第81号

地方独立行政法人大阪市博物館機構が徴収する料金の上限の変更の認可について

令和5年12月27日付けで別紙申請書により申請のあった地方独立行政法人大阪市博物館機構が徴収する料金の上限の変更については、申請のとおり認可する。

令和6年2月22日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

地方独立行政法人大阪市博物館機構が徴収する料金の上限の変更について認可をするため、地方独立行政法人法第23条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(別紙申請書)

令和5年12月27日

大阪市長 横山 英幸 様

地方独立行政法人大阪市博物館機構

理事長 真鍋 精志

地方独立行政法人大阪市博物館機構が徴収する料金の上限の変更について（申請）

標題について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第1項の規定により、地方独立行政法人大阪市博物館機構が徴収する料金の上限を別紙のとおり変更することについて、認可されるよう申請します。

地方独立行政法人大阪市博物館機構が徴収する料金の上限の変更について

地方独立行政法人大阪市博物館機構が徴収する料金の上限（平成31年4月1日認可）を次のように変更し、令和6年4月1日から適用する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第1（1(1)関係）		別表第1（1(1)関係）	
施設の名称	金額	施設の名称	金額
大阪市立美術館	<u>500円</u>	大阪市立美術館	<u>300円</u>
[略]		[同左]	
備考 表中の[]の記載は注記である。			

(参考)

地方独立行政法人法（抄）

(料金)

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。